

| 保険診療 料金表 | | |
|----------------|---------|--|
| | | 患者様負担(3割) |
| 人工授精 | 5,460円 | *精子・精液の量的・質的異常 *射精障害・性交障害 *精子-頸管粘液不適合 *機能性不妊 上記のいずれかに該当する場合に施行します。 洗浄濃縮という精液の前処置を行い、その後に子宮内に注入します。 施行前には同意書の提出が必要です。注射剤や内服薬などの薬代は別途かかります。 |
| 採卵術 | | |
| 1個 | 16,800円 | *卵管性不妊 *男性不妊(閉塞性無精子症等) *機能性不妊 *人工授精等の一般不妊治療が無効であった場合 上記のいずれかに該当する場合に施行します。 |
| 2～5個 | 20,400円 | |
| 6～9個 | 26,100円 | |
| 10個以上 | 31,200円 | |
| 体外受精・顕微授精管理料 | | |
| 体外受精 | 12,600円 | *卵管性不妊 *男性不妊(閉塞性無精子症等) *機能性不妊 *人工授精等の一般不妊治療が無効であった場合 上記のいずれかに該当する場合に施行します。 体外受精とは通常の受精方法、顕微授精とは卵子に精子を注入する方法です。 |
| 顕微授精(ICS) | | |
| 1個 | 14,400円 | |
| 2～5個 | 20,400円 | |
| 6～9個 | 30,000円 | |
| 10個以上 | 38,400円 | |
| 卵子調整加算 | 3,000円 | 顕微授精における受精障害の既往等の医師が必要と認めた場合に、卵子活性化処理を実施した場合。 |
| 受精卵・胚培養管理料 | | |
| 1個 | 13,500円 | 体外受精または顕微授精により作成された受精卵を、胚移植術のために必要な初期胚または胚盤胞を作成するために培養を行った場合、その数に応じて算定します。 |
| 2～5個 | 18,000円 | |
| 6～9個 | 25,200円 | |
| 10個以上 | 31,500円 | |
| 胚盤胞作成管理料 | | |
| 1個 | 4,500円 | 作成された初期胚のうち、胚盤胞の作成のために培養を行った場合、その数に応じて算定します。 |
| 2～5個 | 6,000円 | |
| 6～9個 | 7,500円 | |
| 10個以上 | 9,000円 | |
| 胚凍結保存管理料 | | |
| 胚凍結保存管理料(導入) | | |
| 1個 | 15,000円 | 凍結保存を開始した場合、凍結する初期胚または胚盤胞の数に応じて算定します。 |
| 2～5個 | 21,000円 | |
| 6～9個 | 30,600円 | |
| 10個以上 | 39,000円 | |
| 胚凍結保存維持管理料 | 10,500円 | 凍結保存の開始から1年を経過している場合、凍結保存に係る維持管理を行った場合に、1年に1回に限り算定します。 更新手続きのために来院が必要です。 |
| 胚移植 | | |
| 新鮮胚移植 | 22,500円 | 治療開始の年齢が40歳未満の場合は患者1人につき6回に限り、40～43歳未満の場合は患者1人につき3回に限り算定します |
| 凍結融解胚移植 | 36,000円 | |
| アシステッドハッチング | 3,000円 | 過去の胚移植において妊娠不成立等の医師が必要と認めた場合に、妊娠率を向上させることを目的に実施します。 |
| 高濃度ヒアルロン酸含有培養液 | 3,000円 | 過去の胚移植において妊娠不成立等の医師が必要と認めた場合に、妊娠率を向上させることを目的に実施します。 |